

告示

埼玉県流域下水道事業告示第十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年十一月一日

埼玉県下水道事業管理者 今成 貞 昭

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道終末処理場

下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託 一式

(2) 調達案件の業務要求水準

入札説明書及び業務要求水準書、業務委託契約書（案）及び様式集（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期間

令和5年3月1日から令和9年2月28日まで（48か月）

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県和光市新倉7丁目地内（新河岸川水循環センター）

(5) 入札方法

価格競争方式による一般競争入札

(6) 入札書

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、燃料化物買取の入札額【単価】は100円以上とすること。

(7) 予定価格

ア 予定価格は、維持管理業務予定価格【総額】と燃料化物買取の予定価格【単価】それぞれに対して設定する。

イ 予定価格は、落札者決定後に公表する。

2 一般競争入札参加資格要件

(1) 入札に参加することができる者は、本件入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の形態等

ア 2者又は3者による共同企業体であること。

イ 共同企業体の出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して業務を実施し得るよう、構成員数を勘案して次のとおりとする。

2者の場合 30パーセント以上

3 者の場合 20 パーセント以上

ウ 共同企業体の入札参加資格審査の申請及び共同企業体協定の締結は、当該構成員の代表者が行うものとする。

エ 共同企業体の構成員は、当該業務に係る次に掲げる権限を代表構成員に委任するものとする。

(ア) 入札及び見積りに関すること。

(イ) 契約の締結に関すること。

(ウ) 契約の履行に関すること。

(エ) 代金の請求及び受領に関すること。

(オ) 復代理人の選任に関すること。

(カ) 前各号に付帯する一切のこと。

オ 代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は構成員中最大とする。

カ 共同企業体における各構成員は、本入札に係る複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(3) 入札参加者の資格

入札に参加する共同企業体に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 構成員は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

イ いずれかの構成員は、契約の締結日にかかわらず、平成 24 年 4 月 1 日から本件公告日までの間に、下水汚泥固形燃料化施設又は下水汚泥焼却施設（ともに処理能力 100 t / 日以上に限る。）のうち、新設又は更新工事（機械器具設置工事または電気設備工事を含む。）を元請として完成させた実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体による施工実績は、代表構成員である時のものに限る。また、いずれかの構成員は、契約の締結日にかかわらず、平成 24 年 4 月 1 日から本件公告日までの間に、下水汚泥固形燃料化施設又は下水汚泥焼却施設（ともに処理能力 100 t / 日以上に限る。）について 1 年以上の運転管理業務を実施した実績を有すること。ただし、代表構成員は、これらの工事实績、あるいは運転管理業務の実績のうち、少なくとも一方の実績を有すること。

ウ 当該業務の実施期間中、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 各号に規定する有資格者を、総括責任者として 1 名専任で配置できる

こと。なお、総括責任者は代表構成員の所属者を配置すること。

エ 本件業務に係る入札説明書等に示す業務要求水準を満たす技術力を有すること。

オ 構成員は、次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

(イ) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 17 号。以下「財務規程」という。）第 168 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

(ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 22 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けている者

(エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(カ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 22 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けている者

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、令和 4 年 11 月 14 日（月）とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉 6-1-1

埼玉県荒川右岸下水道事務所設備担当

電話 048-466-9419 ファクシミリ 048-466-9418

(2) 入札説明書等の交付方法

ア 場所

埼玉県荒川右岸下水道事務所ホームページ

ホームページアドレス：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1502/index.html>

イ 期間

令和4年11月1日（火）から令和4年11月16日（水）まで

(3) 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類を郵送により提出し、参加資格の有無の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川右岸下水道事務所（設備担当）

イ 提出期間

令和4年11月1日（火）から令和4年11月14日（月）午後5時まで
（必着）

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

エ 結果の通知

参加資格要件を満たしているか否かの通知（入札参加資格確認結果通知書）は、令和4年11月21日（月）に郵便で発送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

提出方法は原則持参とするが、郵便による提出も可とする。

ア 場所

埼玉県和光市新倉6-1-1

埼玉県荒川右岸下水道事務所 3階小会議室

イ 日時

令和4年12月13日（火）午前10時

(5) 郵便による場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉6-1-1

埼玉県荒川右岸下水道事務所設備担当

イ 提出期限

令和4年12月12日（月）午後4時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 裁判管轄

本件委託に関する紛争については、委託者の所在地を管轄するさいたま地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 5 以上（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金の免除

次に該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

（ア）保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者。ただし、当該契約期間は、本件入札日から 2 か月以上の期間を有すること。この場合、当該保険証券を入札期限までに提出すること。

ウ 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

エ 契約保証金

落札者は、落札価格の 100 分の 10 以上（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、これを充当するのでその差額を納付するものとする。）を納付するものとする。

オ 契約保証金の免除

落札者が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

カ 契約保証金の納付に代えることができる担保

財務規程第 154 条各号に規定する担保を提供することをもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(4) 入札の無効

ア 財務規程第 176 条の規定に該当する入札

イ 埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程（平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 3 号）第 9 条に該当する

入札

ウ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書及び資格確認書類の提出をした者がする入札

エ 談合その他不正行為があったと認められる入札

オ 所定のものとは異なる方法による入札その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札

カ 一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術提案書を提出しない者がした入札

キ 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった入札

ク 燃料化物買取の入札額【単価】を 100 円未満とした入札

(5) 最低制限価格及び低入札調査基準価格
設定しない。

(6) 再度入札

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、再度入札を行う。再度入札は 3 回とする。

なお、再度入札によっても、落札者がいないときは、随意契約の方法により契約の締結をする場合がある。また、入札に参加する者の数が 1 者であっても入札を執行する。

(7) その他

ア 本契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

イ 詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Management and Maintenance of the Sewage Sludge to Solid Fuel Production Facility at the Arakawa Ugan Regional Sewage Treatment Plant

(2) Time and Date of Bidding: 10:00 a.m. on Tuesday, December 13, 2022

Deadline for Submission of Bids by Registered Mail: 4:00 p.m. on Monday, December 12, 2022

(3) Contact Information:

General Affairs, Planning and Management Group

Arakawa Ugan Wastewater Management Office

Saitama Prefectural Government

6-1-1 Niikura, Wako-shi, Saitama-ken 351-0115

Tel: 048-466-9419